

京都市告示第271号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年7月28日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
上賀茂経133号線	北区上賀茂東後藤町3番地の3地先から 同町1番地の1地先まで	旧	メートル 49.90	メートル 2.50 ~ 2.60
		新	49.90	4.86 ~ 6.52
上賀茂緯445号線	北区上賀茂東後藤町15番地の3地先から 同町3番地の3地先まで	旧	20.00	6.00 ~ 6.95
		新	17.70	6.00 ~ 9.30
西賀茂137号線	北区西賀茂大道口町32番地の1地先内	旧	23.50	6.05 ~ 7.65
		新	23.50	6.05 ~ 10.09
山科日ノ岡経3号線	山科区日ノ岡堤谷町3番地の4地先から 同町5番地の17地先まで	旧	46.30	0.50 ~ 1.00
		新	46.30	1.82 ~ 9.97
山科小山経17号線	山科区小山谷田町16番地の1地先から 同町13番地地先まで	旧	41.00	1.60 ~ 1.75
		新	41.00	2.92 ~ 6.91
山科小山緯46号線	山科区小山谷田町16番地の1地先から 同町1番地地先まで	旧	24.30	6.00 ~ 6.03
		新	24.30	6.00 ~ 6.03

山科音羽緯29号線	山科区音羽乙出町2番地の3地先から	旧	23.30	4.63 ~ 4.90
	同町2番地の40地先まで	新	23.30	4.65 ~ 6.00
八条経11号線	下京区観喜寺町8番地の11地先内	旧	39.20	2.50 ~ 2.87
		新	39.20	3.18 ~ 3.44
嵯峨緯105号線	右京区嵯峨釈迦堂門前瀬戸川町7番地の1地先から	旧	12.40	4.00
	同町11番地の3地先まで	新	12.40	4.00 ~ 6.00

(建設局土木管理部道路明示課)